宮代町介護保険サービスにおける事故発生時の報告ガイドライン

令和７年２月１７日決裁

**１　総則**

　　介護保険サービス事業者及び基準該当サービス事業者（以下「事業者」という。）は、介護保険の被保険者（以下「被保険者」という。）に対する介護サービスの提供により事故等が発生した場合は、宮代町に対して、本ガイドラインに基づき速やかに事故報告を行うものとする。

**２　事故報告の対象者**

（１）宮代町内に事業所を置く事業者

（２）宮代町外に事業所を置き、宮代町の被保険者が当該事業所の介護サービスを利用している事業者

**３　事故報告の対象サービス**

（１）指定居宅サービス

（２）指定介護予防サービス

（３）施設サービス

（４）指定地域密着型サービス

（５）指定地域密着型介護予防サービス

（６）基準該当サービス

（７）住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅（特定施設入居者生活介護の指定を受けない施設に限る。）

**４　事故報告の対象事案**

**（１）サービス提供中の被保険者の傷病**

〇「サービス提供中」について

・直接のサービス提供時間のほか、サービスの提供時間外でも利用者が事業所（施設）内にいる時間や、送迎、通院等の時間も含む。

・介護保険施設、介護付きホーム及び前項（７）の施設（以下「施設等」という。）へ入所（居）している利用者がその施設外で介護保険以外のサービスを受けている状況についても、上記に準ずるものとして対象とする。

〇「傷病」について

・原則として医師（施設の勤務医・配置医を含む。）の診断を受けたものを指し、怪我については状態を問わず治療を要するもの、疾病については重大かつ緊急な状態で診断を要したものを指す。ただし、要件に該当しない状況でも、以後重篤な事態に陥る可能性があると客観的に判断される場合は、報告の対象とする。

・事業者側の過失の有無にかかわらず、上記の要件に該当する怪我については報告の対象とする。

〇死亡事故について

・施設等の入所（居）者が死亡した場合であって、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは、怪我、疾病の有無にかかわらず報告の対象とする。

・利用者が、事故発生からある程度の期間を経てから死亡した場合において、死因が当該事故に起因する場合は報告の対象とする。

**（２）食中毒・感染症・結核の発生**

〇「感染症」について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める一類～五類、指定感染症、新感染症及び新型インフルエンザ等感染症を対象とする。

≪参考≫

|  |  |
| --- | --- |
| 種　　　類 | 病　　　　　　　　　　名 |
| 一　類 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト　等々 |
| 二　類 | 結核、ジフテリア　等々 |
| 三　類 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症　等々 |
| 四　類 | E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、ボツリヌス症、マラリア、野兎病　等々 |
| 五　類 | インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、後天性免疫不全症候群、梅毒、麻しん　等々 |
| 指定感染症 | 鳥インフルエンザ　等々 |
| 新感染症 | 現在は該当なし |
| 新型インフルエンザ等感染症 | 新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症　等々 |

**（３）サービス提供に従事する者の法令違反、不祥事等の発覚**

**（４）利用者に対する虐待又はその疑いがある事例の発覚**

**（５）利用者の行方不明**

警察、消防ほか行政機関への通報の有無を問わず、利用者の外出、徘徊等の範囲が事業所の想定を超え、利用者の行方が容易に把握できなくなった場合をいう。

**（６）施設管理上の事故等によって利用者に重大な影響を与えた場合**

事業者の瑕疵を問わず、建物・備品の損壊や火災が発生し、利用者の処遇や生活が事故前と後で大きく変動し、従前の生活状態を継続することが困難な場合をいう。

**（７）前各号に掲げるもののほか、町から報告を求められたもの**

**５　事故報告の手順及び期限**

（１）第１報

事故発生後、緊急に行うべき処置等を行った後、速やかに報告を行う。

【報告期限】 事故発生から５日以内

（２）続報

第一報の後、状況の変化や補足すべき情報が追加された場合、その都度速やかに報告を行う。ただし、第一報以降状況の変化又は補足すべき情報がない場合には省略する。

【報告期限】 状況の変化や補足すべき情報が追加された日から５日以内

（３）最終報告

事故処理が終了（治療等は継続しているが家族等と紛争なく解決した場合も含む。）した後、速やかに報告を行う。

【報告期限】 事故処理が終了した日から５日以内

**６　事故報告の報告先**

（１）宮代町

（２）被保険者が属する保険者（保険者が町以外の場合に限る。）

（３）事業所の指定・指導・監督権限を持つ都道府県市区町村

（４）前３号に掲げるもののほか、法令等で報告を定められている機関

**７　事故報告の方法**

（１）宮代町への報告

　　報告は、原則電子メールで行うものとする。ただし、電子メールによる報告が不可能な場合に限り、下記担当への郵送又は持参による報告を行うこと。なお、ＦＡＸによる報告は、迅速性及び個人情報保護の観点から、今後は差し控えること。

（２）宮代町以外の報告　　各報告先が指定する方法

**８　宮代町の対応**

宮代町は、本ガイドラインに基づく事故報告を受けた場合は、事故に係る状況の把握に努めるとともに、当該事故報告の対象となる被保険者及び事業者の状況に応じて、保険者として現地での確認や関係者への聞き取り等必要な対応を行うことができる。

**９　備考**

本ガイドラインは、令和７年４月１日以降の報告分から適用する。

**連絡先**

宮代町役場　健康介護課

電　話　０４８０－３４－１１１１**（３８１・３８５・３８６）**

E-mail　kaigo@town.miyashiro.saitama.jp